おかしんアンサーサービス (通知・照会・アンサーWEB・マルチバンクメール) 規定

第1条(おかしんアンサーサービスとは)

- (1)おかしんアンサーサービス (通知・照会・アンサーW EB・マルチバンクメール) (以下「本サービス」といいます。) は契約者ご本人 (以下「依頼人」といいます。) からの電話、携帯電話、ファクシミリ、パソコン等 (以下「端末機」といいます。) による依頼にもとづき、ご契約口座について、残高等の取引情報の照会もしくは振込入金等の通知を提供するサービスをいいます。
- (2) 当金庫で受信した預金口座の口座番号・暗証番号があらかじめ依頼人より届出の口座番号・暗証番号と一致した場合は、送信者を依頼人とみなし通知応答します。なお、通知、照会サービスの利用時間は、当金庫が定めた時間内とします。
- (3) 通知、照会に対して当金庫が応答した内容につき、振 込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正が あった場合には、当金庫はすでに送信した内容について、 変更または取消をする場合があります。
- (4)ファクシミリ、パソコンによる依頼は、依頼人が占有 管理する端末機を使用して送信してください。

第2条 (マルチバンクメールサービスとは)

- (1)マルチバンクメールサービスは、契約口座の入出金情報をデータ伝送により提供するものをいいます。
- (2) 申込時に選択した送信パターンにより入出金情報を送信するものとします。
- (3)データの送信については、翌営業日の午前中におこないます。
- (4) 振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂 正があった場合には、当金庫はすでに送信した内容につ いて、変更または取消をする場合があります。
- (5) 当金庫から入出金情報を送信した際に、依頼人の環境 不備その他の事由により送信不能となった場合は、次回 に再度送信を行います。一定期間送信不能となった場合 は、送信を取り止める場合があります。

第3条(手数料)

- (1)本サービスの利用期間中は、当金庫所定の手数料および消費税(以下「利用手数料」といいます。)をいただきます。この利用手数料は、当金庫所定の引落日に、申込書または依頼書により届出の口座から第3条(2)項の規定により受入れます。
- の規定により受入れます。 (2)利用手数料の引落しは、「普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)」または「当座勘定規定」にかかわらず通帳・カードおよび払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (3) 当金庫は、利用手数料を変更する場合があります。また、本サービスにかかる諸手数料を新設する場合においても、前(2) 項と同様の方法により取扱います。

第4条(免責事項)

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに通信混雑により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合には、お取引内容をお取引店にご確認ください。
- (2) 当金庫から入出金情報を送信した後の、入出金情報の管理および使用は、依頼人の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等については、当金庫は一切その責を負わないものとします。
- (3)この取扱いによる入出金情報の送信において、申込書に使用された印影と届出の印鑑との一致を確認して取扱いをした場合、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (4)携帯電話回線、専用回線等の通信経路において盗聴等 がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が

漏洩した場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(5)サービスの提供にあたり、当金庫が当金庫所定の確認 手段を行ったうえで送信者を依頼人とみなし取扱いを 行った場合は、当金庫は端末機、暗証番号等につき偽造、 変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そ のために生じた損害については当金庫は責任を負いま せん。

第5条(届出の変更等)

届出事項に変更がある場合には、依頼人は、当金庫所定の書面によりお取引店あてに直ちに届出るものとします。

第6条(解約等)

- (1) この取扱いは当事者の一方の都合で、通知によりいつ でも解約することができます。ただし当金庫に対する解 約の通知は書面によるものとします。
- (2) 当金庫が書面により解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由により依頼人に到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 依頼人に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、依頼人に事前に通知することなく該当契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。
 - ①一定期間以上にわたり入出金情報の送信がエラーとなった場合。
 - ②依頼人が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - ③金庫に支払うべき該当サービスの手数料を支払わなかったとき。

第7条(届出印)

- (1)該当サービスにかかる届出事項の変更、解約等は、あらかじめお届けの印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影を届出の 印鑑と相当の注意を持って照合し相違ないものと認め て取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造 その他の事故があってもそのために生じた損害につい ては、当金庫は責任を負いません。

第8条 (規定等の適用)

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、その他各種規定により取り扱います。

第9条(サービス内容・規定の変更等)

当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、 サービス内容や本規定の内容を変更する必要が生じたと きは、任意に変更できるものとします。変更内容は当金 庫ホームページでの表示、その他相当の当金庫の方法で 公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の 期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱う こととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意 の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責 任を負いません。

第10条(契約期間)

本サービスの契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

以上